

第1章 計画策定の経緯

1 計画策定の背景と趣旨

平成2年に発表された平成元年の人口動態統計による合計特殊出生率が「1.57」となったことにより、わが国の少子化問題の認識が一般化され「1.57ショック」といわれています。平成6年に国において「仕事と子育ての両立支援を中心とした子どもを産み育てやすい環境の整備の推進」により「エンゼルプラン」が策定されました。平成9年には「地方児童育成計画」（地方版エンゼルプラン）として「よねざわすこやかプラン」を策定し子どもを取り巻く環境づくりと子育て支援施策を進めてきました。平成14年には、『少子化の流れを変える』ための一段の対策（次世代育成支援対策）の推進が打ち出され、同年9月に「少子化対策プラスワン」が取りまとめられ、これを踏まえ、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。これを受け当市では、平成17年3月に平成17年度から平成21年度までの5か年間の「米沢市次世代育成支援計画・前期計画」を策定、平成22年3月に平成22年度から平成26年度までの5か年間の「米沢市次世代育成支援計画・後期計画」を策定し、同計画に基づく事業を実施し、次世代育成支援対策の推進を図ってきたところです。

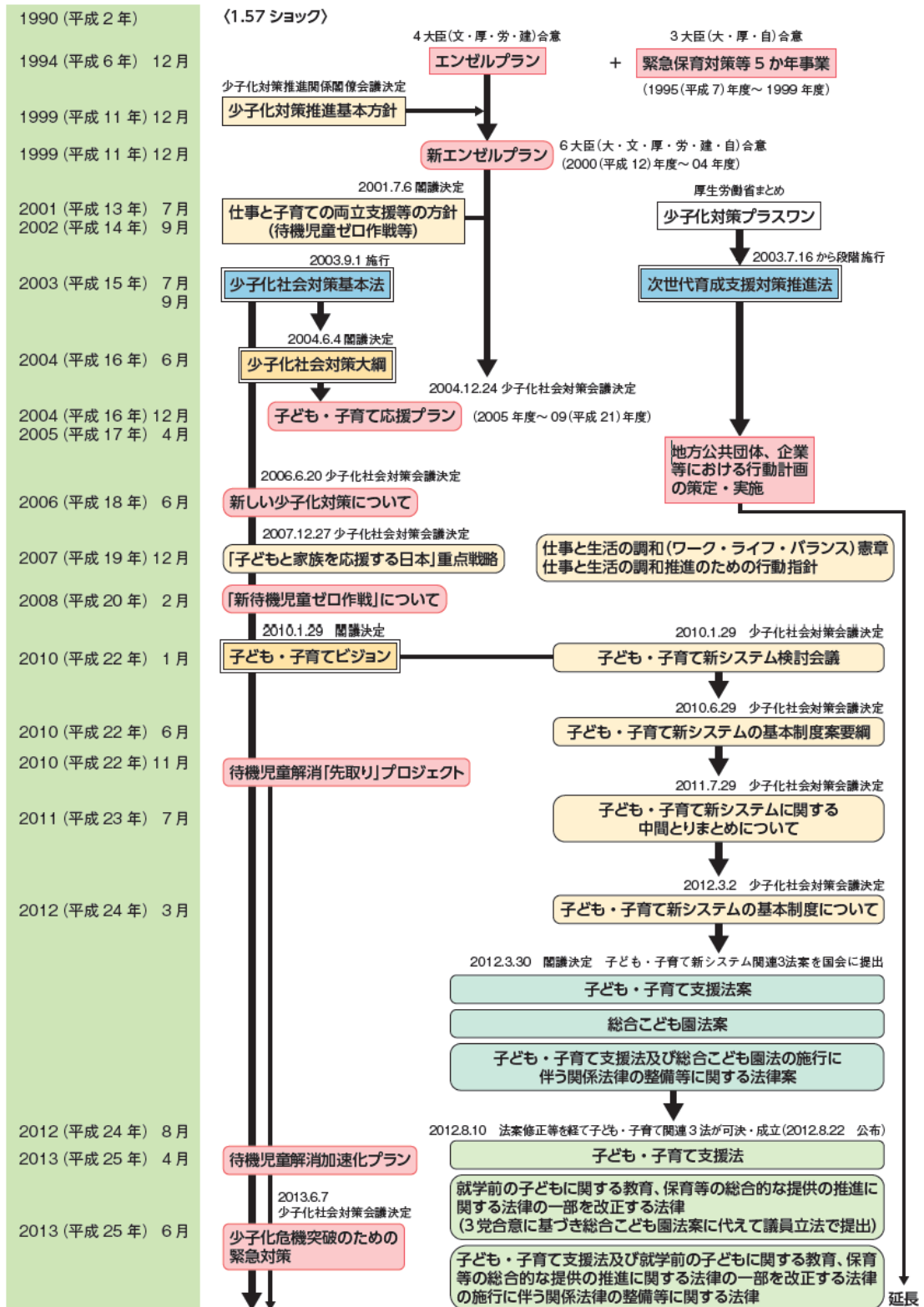
しかし、現在の子どもを取り巻く環境は、依然として非常に厳しく、核家族化が進み地域とのつながりも希薄化しており、孤立する子育て家庭も少なくない状況です。国は、平成24年3月2日に少子化社会対策会議において決定された「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等に基づき、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法を公布しました。

子育てをめぐる厳しい現状を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目指しています。また、子ども・子育て関連3法に基づく新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」では、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指しています。

これらを踏まえ、当市では、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「安心して子育てができる米沢市」を実現するため「米沢市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

さらに、「次世代育成支援対策推進法」が平成37年3月31日まで延長されたことを受け、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域の環境整備に向け「米沢市次世代育成支援計画」の一部をこの計画に継承することとします。

政府における少子化対策のこれまでの取り組み

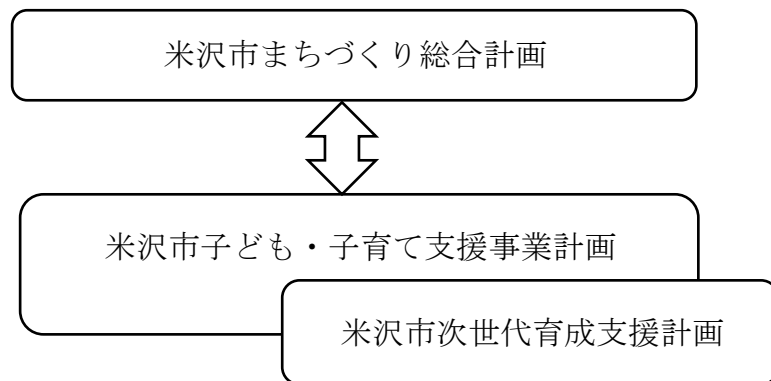


資料：内閣府

2 計画の位置づけと期間

「米沢市子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画とします。

また、この計画は「米沢市まちづくり総合計画」を上位計画とし、次世代育成推進法第8条第1項に基づく「米沢市次世代育成支援計画」として後期行動計画の一部を継承します。「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考え方を基本とし、子どもと子育てを取り巻く施策の総合的、一体的な推進を図ります。



	開始年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31
米沢市まちづくり総合計画	平成18年度	→					
次期 米沢市まちづくり総合計画	平成28年度			→			
米沢市次世代育成支援計画	平成17年度	↘		一部継承			
米沢市子ども・子育て支援事業計画	平成27年度		→				

3 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況等を勘案して設定することとされているものです。

当市では、自家用車による認可保育所の送迎が一般的であり、大多数の幼稚園では、通園バスによる広域での送迎を実施しており、区域を分けて考慮する必要がないと考えられることから、市全体をひとつの教育・保育提供区域と定めることとします。